

(3) 地域生活支援拠点等の整備(第4期計画からの新規目標)

<成果目標と進捗状況>

成果目標	平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備する。 (設定方法) 国の基本指針に即して設定。
進捗状況 (実績(H28.4.1現在))	豊橋市において、面的整備により1つ完成(その他市町村では未完成) ※詳細はアのとおり。

(参考) 地域生活支援拠点等とは

○国の基本指針において、障害のある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点の整備を図ることとされています(拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も含む。)

○地域生活支援としては、①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、②一人暮らし、グループホームへの入所等の体験の機会及び場の提供、③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、⑤コーディネーターの配置等による地域の体制づくりの5つの機能が求められている。

○本県では、国の基本指針に即して、平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを成果目標の1つとして設定しています。

ア 各市町村における検討状況(平成28年5月30日現在【市町村回答の集計】)

圏域・市町村名	1 整備予定年度				2 整備単位				3 整備か所数			4 整備形態			
	27年度	28年度	29年度	未定	市町村域	圏域	その他	未定	1か所	2か所以上	未定	単独型	GH併設型	面的整備	未定
海部圏域			4	3		1	2	4	2		5			2	5
津島市			○			○			○		○			○	
愛西市				○			○		○						○
弥富市			○				○		○						○
あま市				○				○							○
大治町				○				○							○
蟹江町			○					○							○
飛島村			○					○							○
尾張中部圏域			3			3			3						3
清須市			○			○			○						○
北名古屋市			○			○			○						○
豊山町			○			○			○						○
尾張東部圏域			5	1	4			2	6					4	2
瀬戸市			○					○	○						○
尾張旭市			○					○	○						○
豊明市			○		○			○	○					○	
日進市			○		○			○	○					○	
長久手市			○		○			○	○					○	
東郷町				○				○	○						○
尾張西部圏域			2		2				1		1			2	
一宮市			○		○				○		○			○	
稲沢市			○		○				○		○			○	
尾張北部圏域			3	4	2	2		3	3		4	1		1	5
春日井市				○	○			○	○		○				○
犬山市				○	○			○	○		○				○
江南市				○	○			○	○		○				○
小牧市			○		○			○	○		○	○			○
岩倉市			○			○		○	○		○		○		○
大口町			○			○		○	○		○		○		○
扶桑町				○				○	○		○		○		○
知多半島圏域			10		6	1	3		5		5			7	3
半田市			○		○				○		○			○	
常滑市			○		○				○		○			○	
東海市			○		○				○		○			○	
大府市			○		○				○		○			○	
知多市			○		○				○		○			○	
阿久比町			○		○				○		○			○	
東浦町			○		○				○		○			○	
南知多町			○		○				○		○			○	
美浜町			○		○				○		○			○	
武豊町			○		○				○		○			○	
西三河北部圏域			2		2				2					1	1
豊田市			○		○				○		○			○	
みよし市			○		○				○		○			○	
西三河南部東圏域			2		2				1		1			2	
岡崎市			○		○				○		○			○	
幸田町			○		○				○		○			○	
西三河南部西圏域			5	1	4	1		1	6					5	1
碧南市			○		○				○		○			○	
刈谷市			○		○				○		○			○	
安城市			○		○				○		○			○	
西尾市				○	○				○		○			○	
知立市			○		○				○		○			○	
高浜市			○		○				○		○			○	
東三河北部圏域			3	1	2	1		1	3		1			3	1
新城市			○		○				○		○			○	
設楽町				○				○	○		○			○	
東栄町			○		○				○		○			○	
豊根村			○		○				○		○			○	
東三河南部圏域			1	1	2	1		2	2		2			3	1
豊橋市		○			○				○		○			○	
豊川市				○				○	○		○			○	
蒲郡市			○		○			○	○		○			○	
田原市				○		○			○		○			○	
名古屋圏域(名古屋市)		1			1				1(4か所)					1	
愛知県合計	2	40	12		18	15	8	13	34	1	19	1	0	31	22

<現状と課題>

○地域生活支援拠点等の整備予定年度については、平成29年度整備予定が40市町村、整備形態については、面的整備が31市町村となっており、平成28年度当初では豊橋市が面的整備で1つ整備している。

○豊橋市の地域生活支援拠点等は、とよはし総合相談支援センター及び委託相談支援事業所を中心に、複数の障害福祉サービス及び相談支援事業所、関係機関が連携して、地域生活支援に係る機能を担うもの(面的整備)としている。

○また、整備単位については、市町村域での整備が18市町村であるのに対し、圏域での整備が15市町村となっている。この要因としては、一部の市町村では、事業所や人材などの社会資源が不足しており、近隣市町との連携が必要不可欠となるため、圏域単位での整備を検討しているところが多いと推測される。

→以上を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、どのような機能を付加して、どのように整備していくのかなど、個々の状況に応じて進めていく必要があるため、県としては、市町村の取組状況を集約しながら、市町村又は障害保健福祉圏域ごとの整備について働きかけていく。

<今後の取組方針>

○引き続き、障害保健福祉圏域ごとに設置している地域アドバイザーを活用し、障害保健福祉圏域会議などを通じて各市町村における取組状況を集約しながら、各市町村における取組を支援していく。